

八代市令和7年8月豪雨宅地復旧支援事業について

令和7年8月豪雨で被災した宅地について、被災者の負担軽減を図り、生活再建を支援するため、被災者等が行う復旧工事に要する経費の一部を支援します。

対象者

市内にある被災した宅地の所有者、管理者又は占有者（管理者又は占有者は所有者の全部又は一部から工事の施工について承諾を得たものに限る）

対象物件

令和7年8月豪雨発生時に住宅（民間企業や団体等の社宅や寮は含まない）の用に供されていた土地
○戸建住宅 ○アパート及びマンション（1宅地、1所有者とみなす）
○併用住宅のうち住宅の用に供する部分

補助額等

対象工事实額から50万円を控除した額に2/3を乗じた額

※但し、補助額の上限=633万3千円

例) 対象工事实額が200万円の場合

$(200万円 - 50万円) \times (2/3) = 100万円$ (補助額)

100万円 (個人負担)

※対象工事实額とは、対象工事に関する調査、設計、工事に要した費用の合計（消費税及び地方消費税を含む）

対象工事

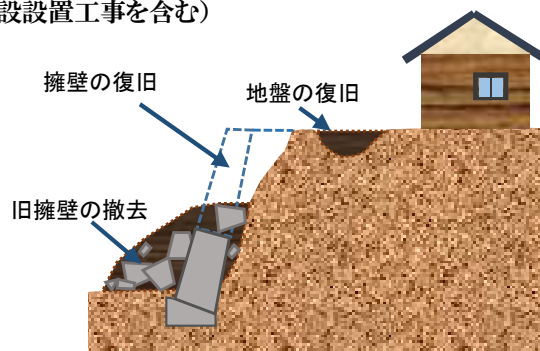
被災宅地の原形復旧を基本とした次にあげる工事（構造基準を満たすものへの変更を含む）。

(1) のり面の復旧工事

(2) 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事を含む）

(3) 地盤の復旧工事

※上記工事に関する調査および設計費を含む



遡及

※令和7年8月豪雨により被災した宅地復旧工事であって、既に工事が完了しているものも対象になります。

お問い合わせ先： 八代市 建設部 建設政策課（新庁舎5階 南側）
電話 (0965) 33-4116